

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	退園命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町立幼稚園授業料徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成4年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (授業料の滞納措置)</p> <p>第7条 町長は、授業料の督促の指定期限を経過したのちにおいても、当該授業料の納入義務者が滞納している場合は、当該園児の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、その限りでない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日